

型式の区分

電気捕虫機

要素	区分
(A) 定格電圧	(1) 125V以下のもの
	(2) 125Vを超えるもの
(B) 電動機の種類	(1) 単相誘導電動機のもの
	(2) 整流子電動機のもの
	(3) 3相誘導電動機のもの
	(4) その他のもの
(C) 電源スイッチ（機器本体に取り付けられ、操作することによって機器の主機能の動作が可能となるスイッチのことをいい、自動スイッチ及び自動温度調節器を除く。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(D) ランプ（表示灯を除く。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(E) ランプの種類	(1) 放電灯のもの
	(2) その他のもの
(F) 使用場所	(1) 屋外のもの
	(2) 屋内のもの
(G) 二重絶縁	(1) 施してあるもの
	(2) 施していないもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に 印を付して下さい。

JET91056-1/1-(end)